

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	1	担当課	男女参画・子育て支援課		
法令名	児童福祉法	根拠条項	第 46 条 第 3 項	不利益処 分の種類	最低基準を維持するための児童福祉施設に対する改善命令
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）					
<p>第 46 条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第 34 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会（第 8 条第 1 項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第 59 条第 3 項において同じ。）の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>第 45 条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設の設置者並びに里親及び保護受託者は、前項の最低基準を遵守しなければならない。</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p>					